

# 3 犯罪被害者等とともに

## 1 国の取り組み

昭和49（1974）年に起きた三菱重工ビル爆破事件を契機に、昭和55（1980）年、犯罪被害者等給付金支給法が制定されました。この法律に基づき、国が被害者や遺族に給付金を支給する犯罪被害給付制度が発足し、犯罪被害者等のための公的な経済支援が始まりました。

その後、犯罪被害者等が直面している状況や被害者からの要望を踏まえ、総合的な支援への取り組みが展開されています。

### 被害者支援の経緯

- 昭和55（1980）年「犯罪被害者等給付金支給法」公布
- 平成16（2004）年「犯罪被害者等基本法」公布
- 平成17（2005）年「第1次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
- 平成20（2008）年「オウム真理教犯罪被害者救済法」公布
- 平成23（2011）年「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
- 平成28（2016）年「第3次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
- 令和3（2021）年「第4次犯罪被害者等基本計画」閣議決定

### ■犯罪被害者等基本法

平成16（2004）年 12月8日 公布

平成17（2005）年 4月1日 施行

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、被害者等のための施策を総合的かつ計画的に進め、その権利利益の保護を図ることを目的に制定されました。

この法律で「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と、初めて犯罪被害者等の権利が明文化されました。

